

平成28年度 匠瑛市立豊和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、ある児童に対して、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① 学級活動や道徳の時間に「いじめ」と「命の大切さ」についての授業を4月下旬と9月上旬に全学級行う。6月に「いのちを大切にするキャンペーン」に全校で取り組む。
 - ② インターネットを通じて行われるいじめの防止について、道徳をはじめとして各教科等で情報モラル教育を行う。5・6年生は親子でケータイ・スマホ安全教室を年1回行う。

③教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に職員全体が敏感になり、気付いたことは互いに伝えていく。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる行事や学習活動等

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面の設定
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・集中して授業を受けることができるための規律の指導（授業中は正しい姿勢を保つ、忘れ物をしないなど）
- ・授業を担当するすべての教員が年1回以上公開授業を行って、互いの授業を参観し合い、わかる授業づくりに取り組む体制
- ・わくわく活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

②人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

②気になる行為があった場合は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。目撃情報等を生徒指導主任が毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える。おかしいと感じた児童がいる場合には、教職員間で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活に関するアンケート（いじめアンケート）」を毎月1回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。教育相談を年2回実施する。

⑤保健室前に「こころのポスト」を設置し、悩みの相談や担任以外の教員とも話がで

きるようにする。

⑥外部の相談機関（八一中スクールカウンセラー、親と子のサポートセンター、北総地区少年センター、北総教育事務所分室相談ダイヤル等）を周知する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①職員会議における生徒指導についての話し合い

毎月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

②「生徒指導委員会」

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭で組織する。

いじめ防止基本方針の内容検討、いじめアンケートの結果考察を行う。

③「いじめ防止対策委員会」

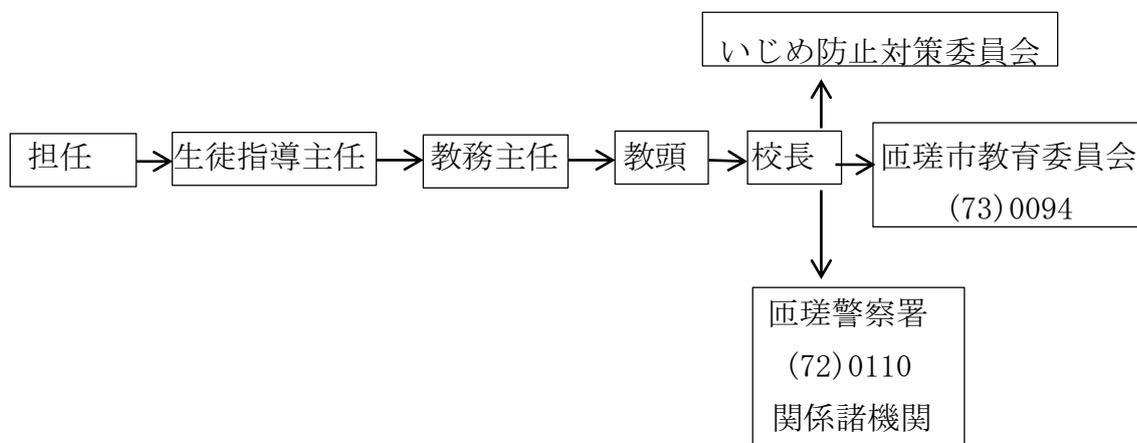
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため生徒指導委員会のメンバーに加え、PTA会長、青少年相談員、専門的知識を有する者（八一中スクールカウンセラー、警察官経験者、家庭教育相談員）によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。定例会は、5月、9月、2月 に行う。

5 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場面は、以下の通り速やかに報告し、事態に対処する組織を設置する。



- (2) 役割を明確にし、事実の調査・必要な情報の提供を行う。
- (3) いじめを受けた児童の安全を第一とし、いじめ解消に向けた指導を行う。
- (4) 事態を検証し、再発防止・未然防止に向けた取組を継続的に行う。

6 評価及び公表

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価・公表する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめを防止するための取組に関すること。